国民保護の仕組みについて

- 山口県国民保護フォーラム -



平成17年11月14日 総務省消防庁 国民保護運用室長 大森 丈義

国民保護法成立までの経過

有事法制(事態対処法制)の検討



平成11年10月

自自公3党合意



平成14年4月

有事関連3法案を国会に提出



平成15年6月

事態対処法の成立



平成15年6月

国民保護法制整備本部の設置



平成16年6月

国民保護法の成立

武力攻撃事態の4類型 (国会審議の中で提示)

着上陸侵攻 航空機による攻撃 弾道ミサイル攻撃 ゲリラ・コマンドゥー攻撃

緊急対処事態の4類型 (国会審議の中で提示)

定義 : <u>武力攻撃の手段に準じる手段</u>を用いて<u>多数の人を殺傷</u>する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、<u>国家として緊急に対処することが必要</u>なもの。

原子力事業所等の破壊、石油コンピナートの爆破等 ターミナル駅や列車の爆破等 炭疽菌やサリンの大量散布等 航空機による自爆テロ等

我が国の安全保障に係る政府の認識

【弾道ミサイル防衛システムの整備等について】 平成15年12月19日安全保障会議決定、閣議決定

わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下「新たな脅威等」への対応が国際社会の差し迫った課題 大量破壊兵器の拡散の進展 弾道ミサイルの拡散の進展 国際テロ組織等の活動 等

「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書(平成16年10月4日)

冷戦終結後十数年を経て、日本に対する本格的な武力侵攻 の可能性は大幅に低下

テロリストなどの非国家主体による攻撃という、従来の国家間の「抑止」という概念ではとらえに〈い脅威が深刻な問題

着上陸侵攻 と 航空機攻撃



【航空機攻撃とは】(防衛白書より)

わが国に対する着上陸侵攻が行われる場合には、周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、この航空攻撃は反復されるのが一般的であると考えられる。

【着上陸侵攻とは】(防衛白書より)

島国であるわが国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。



大規模な着上陸侵攻・航空攻撃への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針に基づ〈避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とする。

平素から、大規模な着上陸侵攻等に係る避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

【離島】

離島の住民の避難については、当該に避難させる場合は輸送手段に大きな制約があることから、地方公共団体は、可能な限り全住民の避難をも視野に入れた体制をあらかじめ整備しておくものとする。

弾道ミサイル攻撃

北朝鮮の弾道ミサイル発射事件

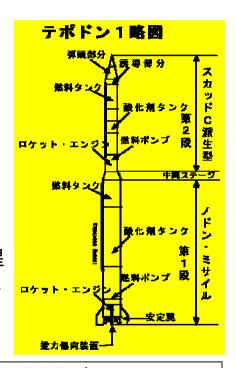
【発射日時】

1998年8月31日 (試験的発射とされている)

【概要】

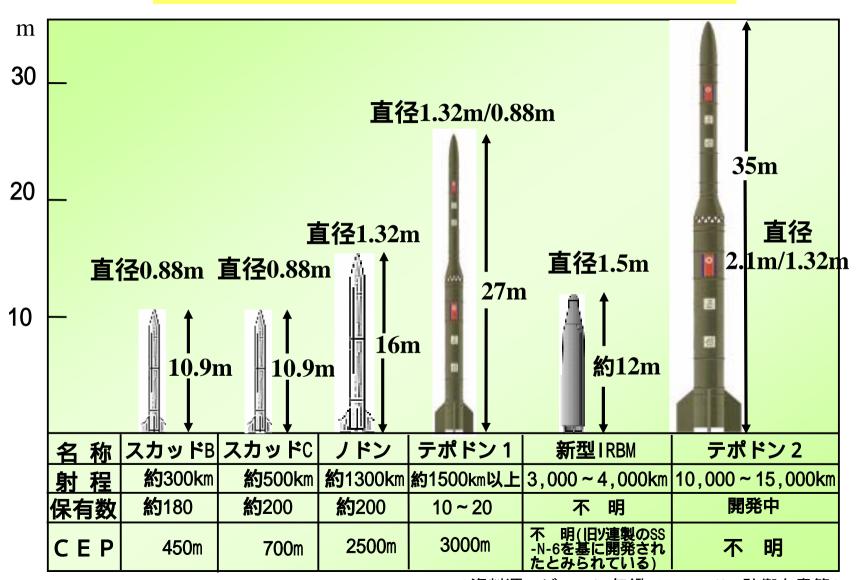
日本本土を越え三陸沖に着弾した。

この発射を北朝鮮は、人工衛星(光明星1号)の打ち上げであり、打ち上げには成功したと主張。北朝鮮国内のテレビ放送などでは、人工衛星は地球の周回軌道に乗り電波を発していると成功を大きく報道している。



フリー百科事典 「**ウィキペディア**」、アエロスペースHP 等より

各弾道ミサイルの種類・性能



イスラエルの弾道ミサイル被害

【被弾数】 6週間で約40発(1日1発未満)

うち、1/18と1/25に8発ずつ サウジアラビア等他地域分を含めると80発程度発射 人口260万人のテルアビブ都市圏域で24発(2日に1発程度)

【弾頭】全て通常弾頭

当初は、弾頭に化学兵器が搭載される懸念もあったが、結果として、全て、通常弾頭であった(250kg~500kgのペイロードといわれる)。

【死傷者数】 死者2名、負傷者200名強

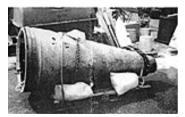
このほか、心臓発作による死者5名、ガスマスクの取扱ミスによる死者が7名、恐怖による精神障害を受けたものが約500名いたとされる。

【建物被害】 6000強の家屋、1300のビルが被災

通常兵器(TNT)であったこと、火気使用の自粛のため、火災被害は少ない(ガス引火による爆発はあったとの報道。)。



米国国防総省HPより





当時のイスラエルへの弾道ミサイル対応

警報の伝達

米軍の早期警戒情報に基づき、政府は、全土に、サイレン、テレビ、ラジオで国民に警報を発令(当初、発射4分後、途中から発射直後に警報)

住民の対応

警報を受けた住民は、密室性の高い部屋やシェルターに避難し、ガスマスクを着用

可能な限り外気から遮断するために、部屋の窓や扉の隙間にシールを貼るよう勧告 (多くの住民は「浴室」をシェルターとして代用)

ガスマスクは、事態の状況を踏まえ、政府が無償配布落下地点の予測が困難であり、全国一律の警戒態勢を取る必要

ミサイル着弾地の確認

戦争期間中、軍と警察、消防が共同して、<u>ミサイル着弾地の確認</u>、<u>弾頭の</u> <u>種類の検査を行い、警報を解除</u>

落下地点の予測が困難であり、全国一律の警戒態勢を取る必要 弾頭の弾着時に、弾着地域以外は解除、その後、弾頭の種類を確認して解除

<u>その他</u>

住民に、厳しい<u>灯火管制と外出制限</u>、特に夜間は家に留まるよう指示。 <u>学校は2週間程度閉鎖。輸送・交通機関等の基幹産業は4日間停止</u> なお、電気、水道、電話等のライフラインは継続

弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

ゲリラ・コマンドゥー攻撃(不審船の活動)

1999年3月23日 能登半島沖の不審船事案

防衛白書(H16)。海上保安庁HP 等を参考

監視活動中の哨戒機(P3C)が佐渡島西方の領海内で、日本漁船を装った不審船(偽装漁船)2隻を確認。

海上保安庁から、巡視船艇15隻、航空機12機を投入、海上自衛隊とも連携しつつ、1昼夜に渡りこれら不審船2隻を追跡し、停船命令や威嚇射撃を実施するなどの措置をとる。

最終的には、2隻の不審船は、対岸国との中間線及び日本防空識別圏を越え、逃走。北

朝鮮北部の港湾に到達と判断。

自衛隊創設以来初の海上警備行動が発令。

2001年12月22日 九州南西海域における工作船事件 監視活動中の哨戒機(P3C)が国籍不明の漁船型船舶 「長漁3705」を発見。巡視船・航空機で追尾・監視を実施。 度重なる停船命令を無視して逃走を続けたため、射撃警 告の後、威嚇射撃を実施した。

しかし、同船は引き続き逃走し、追跡中の巡視船が武器による攻撃を受けたため、巡視船による正当防衛射撃を行った。

その後、同船は自爆によるものと思われる爆発を起こし沈没した。捜査の結果北朝鮮の工作船と特定。



工作船を追尾中の巡視船「いなさ」(H13.12.22) 逃走する不審船 (海上保安庁HPより)



江陵事案(北朝鮮潜水艦侵入事案)

【概要】 < 1996年9月18日 ~ >

北朝鮮の小型潜水艦が韓国東海岸(江陵)で座礁。武装した乗員26名(推定)が韓国領土内に侵入したもの。1ヶ月を超える掃討作戦により、11人が死体で発見、13人射殺、1名逮捕、1名逃走。韓国軍6万人が出動

韓国軍・警察には、死亡8人(うち4人は誤射や誤発)。一般の民間人3人がゲリラに殺害されたほか、1人が誤射で死亡。

【事件の経過】

韓国における報道に基づき作成)

9月18日 午前2時 座礁潜水艦を発見

午後4時40分 ゲリラ1人を逮捕、ゲリラ11人の死体発見

午後8時 江陵等に夜間外出禁止令を発令

(江陵一帯に半径50kmの3重包囲網を形成)

9月19日 午前にゲリラ3人、午後にゲリラ4名を射殺

韓国兵1名が誤発事故により死亡

9月22日 ゲリラ2人を射殺。韓国兵2人が死亡

9月23日 未明に松茸狩り中の民間人1人が軍の誤射で死亡

誤射による民間人の死亡を受け、村落の住民に避難を指示

9月29日 韓国兵1名が誤射で死亡

9月30日 捜索範囲を拡大、夜間通行禁止と入山規制を強化

10月1日 警察官1人が誤射で死亡

10月9日 民間人3人の死体を発見

(潜水艦発見現場から民間人殺害現場まで、直線距離で43km、 山岳移動距離で80~120km)

11月5日 ゲリラ2名を射殺、1名は所在不明



江陵事案と国民保護

【国民の保護のために講じられた措置】

住民に対して、<u>夜間通行を禁止</u>(午後8時~午前6時)

作戦地域への<u>交通規制</u>(市内バスとタクシーの 全面的な運行の禁止)

民間人誤射事件以降においては、<u>作戦地域の住</u> 民を避難

当初は、周辺村落の住民の移動が比較的自由であったものが、事件を受けて住民の避難 に着手







防衛白書よりイメージ写真

ゲリラ・コマンドゥー攻撃への対応

国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する(この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。)

ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、知事は、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるよう広域的な調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

JCOウラン燃料加工施設の臨界事故()

()本事案は事故であるが、参考事例として紹介

<u>【事故の概要】<平成11年9月30日></u>

- 29日~「常陽」の燃料用硝酸ウラニル溶液を3人で製造作業中の事故本来の作業手順書を無視して、ステンレス容器(5以)及び漏斗を用いて、1バッチ(作業単位:2.4kgU)以下で制限して管理すべき沈殿槽に7バッチ(約16.6kgU)の硝酸ウラニル溶液を注入。
- 9/30 AM10:35頃 沈殿槽内の硝酸ウラニル溶液が臨界に達し、警報装置が吹鳴した。

この臨界は、最初に瞬間的に大量の核分裂反応が発生し、その後、約20時間にわたって、緩やかな核分裂状態が継続。

10/1 AM2:30頃 沈殿槽外周のジャケットを流れる冷却水の抜き取り作業開始

AM6:15頃 臨界状態は停止した。その後、ホウ酸水を注入。

AM8:50頃 臨界の終息が最終的に確認。

【避難措置等の概要】

9/30 PM3:00 東海村による350m圏内の住民避難要請

PM10:30 茨城県による10km圏内の屋内退避勧告等

ターミナル駅や列車の爆破等



スペイン同時多発列車爆破事件

2004年3月11日 スペイン マドリードにおいて、 モロッコ・イスラミック・コンバタント・グループのチュニジ ア人1名、モロッコ人3名により、通勤通学のラッシュ時 の3つの駅を運行する通勤列車4本で計10個の爆弾 が爆発した。

(<u>死者191名、負傷者約1,430名</u>)

ロンドン同時多発爆破事件

2005年7月7日、英国ロンドン市内中心部 において、地下鉄等4ヶ所で同時爆発テロが 発生した。死者は少なくとも56名(7月18日 現在)、負傷者は700人以上にのぼると報 道された。



炭疽菌やサリンの大量散布等



地下鉄サリン事件

1995年3月20日 新興宗教団体オウム真理教により東京都内の営団地下鉄(現:東京メトロ)丸ノ内線、日比谷線、千代田線の地下鉄車内で、化学兵器として使用される毒物であるサリンが散布された。

大都市で一般市民に対して化学兵器が使用された史上 初のテロ事件。

(死者12名 負傷者5,510名)

航空機による自爆テロ等

9.11米国同時多発テロ

2001年9月11日にアメリカ合衆国で起きたテロ攻撃事件。オサマ・ビン・ラーディンをリーダーとするテロ組織アルカイーダによりハイジャックされた4機の大型ジェット旅客機が地上施設をめがけて意図的に激突し、甚大な被害を及ぼした。テロ事件としては、史上最大の被害となった。

ニューヨーク市 国際貿易センター・ツインタワー 死者数: 2,829人

(アメリカン航空11便・ユナイテッド航空175便の乗員・乗客計175人、および救助に向かった消防士や警察官ら453人を含む。)

ワシントンDC 国防総省ビル <u>死者189人</u> (アメリカン航空77便の乗員·乗客計64人を含む。)

他に、ペンシルヴェニア州西部でもユナイテッド航空 93便が墜落(死者44人)

炭疽菌事件

報道機関や上院議員事務所などで炭疽菌が検出された。 (死者5人 少なくとも17人入院)



9/11調査委員会報告書THE 9/11 COMMISSION REPORTより

アルカイーダのもう一つの選択肢は、ハイジャックした航空機を<u>日本、シンガポール又は</u>韓国<u>のアメリカ関係施設</u>に突っ込ませることだった。



The operatives would hijack U.S.-flagged commercial planes flying Pacific routes across East Asia and destroy them in midair, possibly with shoe bombs, instead of flying them into targets. (An alternate scenario apparently involved flying planes into U.S. targets in Japan, Singapore, or Korea.) This part of the operation has been confirmed by Khallad, who said that they contemplated hijacking several planes, probably originating in Thailand, South Korea, Hong Kong, or Malaysia, and using Yemenis who would not need pilot training because they would simply down the planes.

有事法制(事態対処法制)とは?

(事態対処法第21・22条)

我が国が武力攻撃を受けたときに対応するための法制

国民保護法制(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するための措置等)

自衛隊が実施する行動の円滑かつ効果的に実施されるための措置に関する法制

捕虜の取扱い、電波の利用、船舶及び航空機の航行に関する措置その他通信に 関する措置

米軍が日米安保条約に従って必要な行動が円滑 かつ効果的に実施されるための措置

国民保護法とは?

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、 並びに、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響 が最小となるようにするための法律

(事態対処法第22条)

「国民の保護のための法制」というのは、武力攻撃から皆さんの命や財産を守るため、避難や救援などの仕組みを定めるもの

(小泉内閣メールマガジン 第119号2003/12/04)

国民保護を、諸外国では、文民保護、民間防衛、民防衛、Civil Defense等とも呼ぶこともある。

国民保護法の基本理念

国等の責務

玉

- ・ 国民保護措置について基本的な方針を策定し、万全の態勢で措置を実施する。
- ・ 国民保護措置に関し、国費による適切な措置を実施する。

地方公共団体

- ・国の方針に基づき、それぞれの区域における国民保護措置を総合的に推進する。
- ・地方公共団体の措置に係る経費は、原則国庫負担

指定公共機関・指定地方公共機関

それぞれの業務について国民保護措置を実施する。

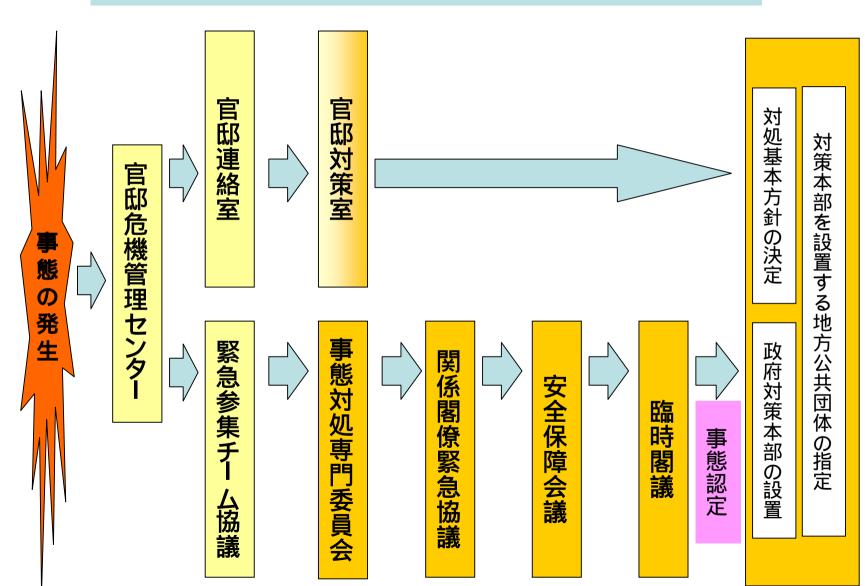
国民

国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

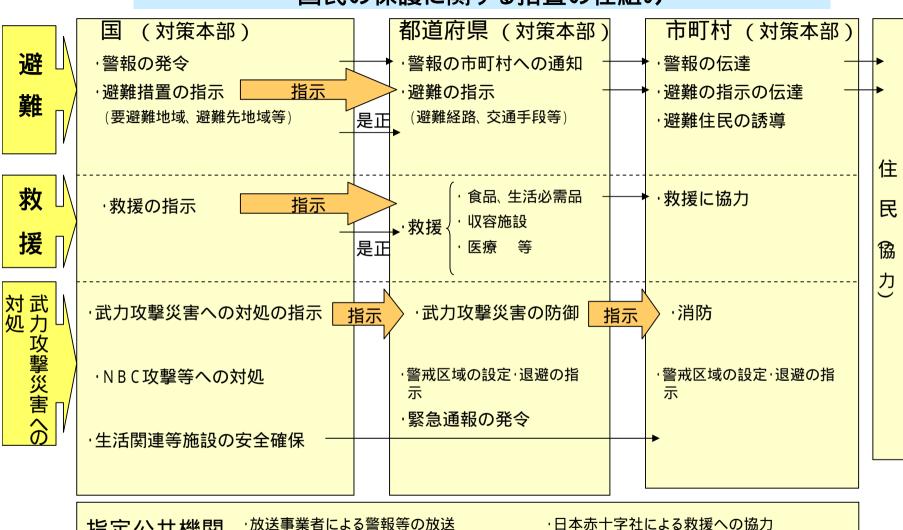
配慮事項

基本的人権の尊重、損失補償・不服申し立て・訴訟の迅速な処理 日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論の自由の特別な配慮 国民に対し、正確な情報を適時・適切に提供 高齢者・障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施

武力攻撃事態等発生時における政府の対応の流れ



国民の保護に関する措置の仕組み



指定公共機関 指定地方公共機関 ・運送事業者による住民・物資の輸送 ・日本赤十字社による救援への協力

・電気・ガス等の安定的な供給

国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

国民保護の計画体系

【国】

国民の保護に関する基本指針(H17.3月)

- ・国民保護の実施に関する基本的な方針
- ・国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・想定される武力攻撃事態の類型(着上陸攻撃、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃、航空機攻撃)
- ・類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

【消防庁】

·都道府県モデル 計画作成 (H17.3月末)

【指定行政機関(各省庁)】

国民保護計画(H17年度)

内閣総理大臣に協議

【都道府県】

国民保護計画(H17年度)

- ・国民保護協議会に諮問
- 内閣総理大臣に協議
- ・議会に報告

【指定公共機関】

<u>国民保護業務計画</u>

・内閣総理大臣に報告

【市町村】

国民保護計画(H18年度)

- ・国民保護協議会に諮問
- ・都道府県知事に協議
- ・議会に報告

【指定地方公共機関】

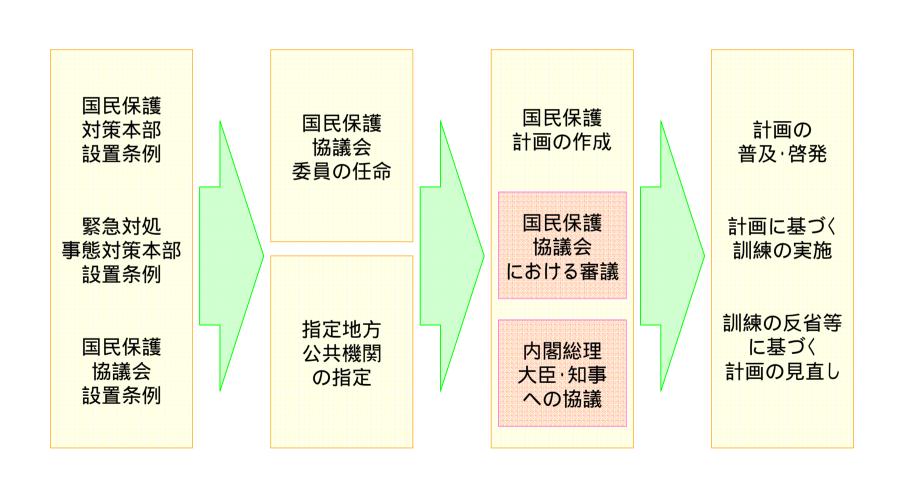
国民保護業務計画

・都道府県知事に報告

【消防庁】

│ ·市町村モデル計画 │ 作成 │ (H17年度中)

県・市町村における国民保護体制整備の流れ



地方公共団体における取組み状況

国民保護計画作成スケジュール

第5回国民保護整備本部(本部長:内閣官房長官)決定

- ・都道府県は平成17年度中を目途に作成
- ・市町村は平成18年度を目途に作成

国民保護協議会の設置状況等

全都道府県で条例制定全都道府県で協議会委員を任命の上、協議会を開催

指定地方公共機関の指定状況

全都道府県で指定

国民保護計画の作成状況

平成17年7月22日 福井県・鳥取県計画を閣議で承認 36道府県で、各省庁と事前協議実施中(平成17年11月14日現在)

市町村における対応

平成18年度から各市町村において検討を本格化 (平成18年1月を目途にモデル計画を提示予定)

地方公共団体の責務

【事態対処法】

- 第5条(地方公共団体の責務) <u>地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有する</u>ことにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。
- 第7条(国と地方公共団体との役割分担) 武力攻撃事態等への対処の性格にかんがみ、国においては武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割を担い、地方公共団体においては武力攻撃事態等における当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施その他適切な役割を担うことを基本とするものとする。

【国民保護法】

第3条第2項 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

地方公共団体の平素からの備え

国民保護計画の策定

国、地方公共団体は、あらかじめ、国民保護計画を作成することとされている。この場合、国が作成することとされている基本指針に基づき都道府県が計画を作成し、その都道府県の計画に基づき市町村が計画を作成することになる。

国民保護協議会

国民保護計画を策定するに当たって、幅広〈住民の意見を求め、 関係する者から意見を聴取するため、全ての都道府県及び市町村 に、国民保護協議会が設置されることになる。国民保護計画の作 成又は変更にあたっては、地方公共団体の長はこの国民保護協議 会に諮問をしなければならないこととされている。

普及啓発、備蓄、訓練、組織体制の整備等

ケース・スタディの一例

(弾道ミサイルが領土内に着弾した場合)

第1状況(平日の13時ころ)

- 1 12時40分、我が国は、某国における弾道ミサイル発射に関する信頼性の高い情報を受けて官邸対策室が設置されるとともに、安全保障会議の招集が行われた。消防庁では、これを受けて消防庁緊急事態連絡室(全職員参集の体制)が設置された。
- 2 12時50分、官邸対策室及び緊急事態連絡室が設置された旨の通知が都道府県を通じ全国の市町村に通知された。同情報について消防機関にも連絡が入る。
- 3 12時55分、 県及び 市は、緊急事態連絡室(仮称)を設置した。
- 4 13時00分、弾道ミサイル1発が 県 地区(貴官の管轄区域内)の山中に落下した模様との情報が国から通報された。

あなたは、 (知事、県危機管理監、市長、消防長 他)です。

Q 13時10分頃までに、 として処置した事項を述べよ。

地方公共団体の有事における措置

国民保護対策本部の設置 住民の避難に関する措置 救援に関する措置 武力攻撃災害への対処に関する措置 武力攻撃災害の復旧に関する措置

消防の責務

【国民保護法】

- 第62条(市町村長による避難住民の誘導等) 市町村長は、その避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない
- 第97条第7項(武力攻撃災害への対処) 消防は、その施設及び人員を 活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護 するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡 又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を いう。

【参考:消防組織法】

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

消防の責務

岩本委員 武力攻撃災害の場合は、弾が飛んでくる可能性もあるところに消防 や消防団が消火に行くということは、これは現実的に私は難しいと思うんです が・・・消防団員はこの武力攻撃災害時に現場に行って消火活動をするんです か、しないんですか。

林政府参考人 <u>戦闘行為が行われている中での消防団活動には限界があるといまして、い具体的には、例えば戦闘行為が終結あるいは侵略行為が終息した後における火災現場における消火活動であるとか、あるいは被害の軽減のための活動に従事することになることを想定をいたしておりますので、戦闘行為の真ん中において活動するということは想定をしていない。・・消防職員また消防団員の皆さん方には、御指摘のような心配がないよう、しっかりとした消防団員の任務の範囲を御説明をし、御理解をいただき、地域の安全と国民の安全を守るための活動に従事していただくようお願いしたい。第二十二条等におきまして、この活動においては特に安全に配慮しなければならないような規定も置かれている。消防関係者の活動におきましても、十分にその点に配慮しながら活動していただくよう、私ども、地方団体の指導に当たりまして注意をしてまいりたい。</u>

指定地方公共機関の責務等

消防庁国民保護室長通知「指定公共機関の指定等について」(平成16年12月)より抜粋

1 指定地方公共機関の責務について

その業務について国民保護業務計画を作成し、当該計画に定めたところにより、国民の保護のための措置を実施する。

指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関し、以下の共通する責務を有する。

関係機関との相互連携協力、情報提供、組織の整備、訓練、 その管理する施設等に関する被災情報の収集及び報告、 応急復旧、復旧、備蓄 など

- 2 放送事業者の表現の自由への配慮について
- 3 地方公共団体の実施する国民保護措置への協力について 指定地方公共機関の責務以外にも自発的な意思の下に協力しようとす ることについては、その協力が自発的な意思の下に行われることが確保されるように留意する。

国民の協力

【国民保護法】

第4条第1項(国民の協力)

国民は、この法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするように努めるものとする。

住民の避難に関する訓練への参加(42条)

避難住民の誘導への協力(70条)

救援への協力(80条)

消火、負傷者の搬送、被災者の救助への協力(115条)

保険衛生の確保への協力(123条)

第160条第1項(損害補償)

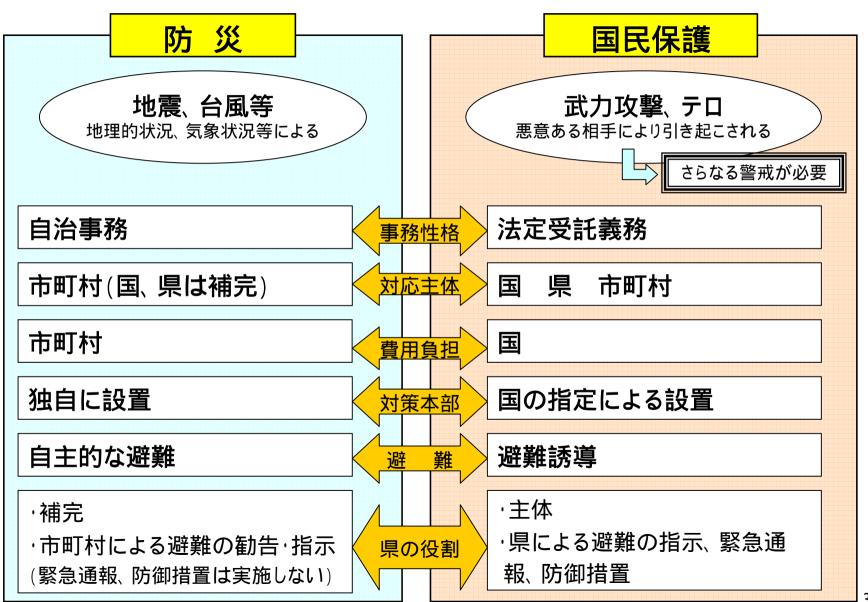
国及び地方公共団体は、国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

【国民保護法施行令】

第43条第1項(損害補償の額) - 抜粋 -

国民保護法第160条第1項の規定による損害の補償の額は、「非常勤消防団等に係る 損害補償の基準を定める政令」に定める規定の例により算定する。

防災と国民保護



防災と国民保護(共通課題)

情報伝達

| 瞬時: J-Alertの整備、 同報無線整備

代替機能の確保:衛星携帯電話、ヘリコプターテレビ

避難

要援護者対策

避難計画の事前周知や避難訓練が必要

自主防災組織の拡大、事業所毎の取組みが重要

救援の主体は共に県

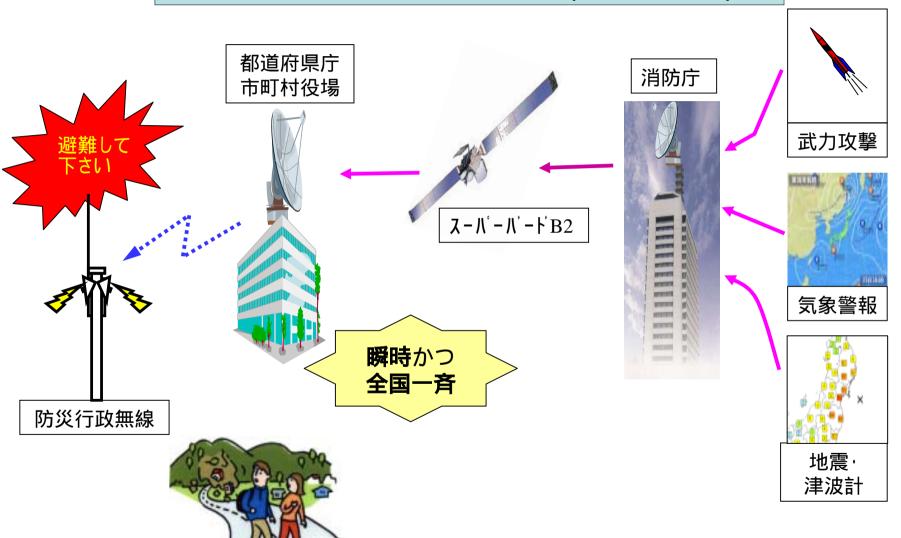
24時間即応体制

備蓄·設備整備

消防本部との連携

(現在は防災・国民保護は首長部 局担当)

全国瞬時警報システム (J-ALERT)



今後の国民保護に関する取り組み

各種システムの検討

警報伝達システムの検討

・全国瞬時警報システム(J-ALERT)として検討 (弾道ミサイル攻撃のような対処に時間的余裕がない場合の伝達方法)

安否情報システムの検討

- ・ 特徴:法律上、初の安否情報の収集・提供等の枠組み
- ・ 個人情報の保護に配慮しつつ、効率的な事務を行えるシステムを検討

国民への周知・啓発等

国民への周知

国民への周知や啓発の取り組みを強化 (住民の視点から取るべき措置についての各種啓発資料を作成)

訓練の実施

国と地方公共団体との合同による実動訓練(11月末:福井県)及び図上訓練(10月末)により推進